

<h1>静岡市報</h1>	No. 159
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・ 8
- 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市母子療育訓練センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 12
- 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例・・ 13
- 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市自然の家条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 17
- 静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例・・・・・・・・・・ 18

規 則

- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 23

○静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則	50
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	51
○静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則	52
上下水道局規程	
○静岡市水道事業及び下水道会計規程の一部を改正する規程	53
告 示	
○静岡市屋外広告物条例等の規定による区域等を指定した告示の一部改正	54
○児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正	56
○静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業清算金取扱要領の廃止	57
○静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程の廃止	58
○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	59

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第80号）

学校教育法の一部改正に伴い、対象となる学校の範囲について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第81号）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、従業者の員数等に関する基準等を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第82号）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準省令の一部改正に伴い、従業者の員数等に関する基準等を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第83号）

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、児童厚生施設等に置く職員の資格要件について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第84号）

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業所に置く職員の資格要件について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市母子療育訓練センター条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第85号）

学校教育法の一部改正に伴い、利用者の範囲について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第86号）

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に基づく児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、指定児童発達支援事業者等の地域との連携等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第87号）

入園料の納付方法について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第88号）

中島地区計画の都市計画決定に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第89号）

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、静岡市が管理する道路における占用料の減額又は免除の対象となる物件を有する電気事業者の区分を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市自然の家条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第90号）

学校教育法の一部改正に伴い、施設の優先利用の対象者の範囲について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第91号）

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、併給調整の調整率について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（平成28年静岡市条例第92号）

清水駅西土地区画整理事業における換地処分公告及び土地区画整理事業清算金の交付徴収が完了したことに伴い、本条例を廃止することとした。

条 例

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第80号

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の一部を改正する条例

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例（平成15年静岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内の中学校」の次に「（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）」を加え、「中学生と交流を行う中学生」を「中学校と交流する事業を行う市内の中学校の生徒」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第81号

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第73条第4号中「第61条第2項」を「第61条第4項」に改める。

第82条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第82号

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第38条、第39条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第83号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

第54条第2項第5号、第60条第9号及び第78条第8号中「中学校」の次に「、義務教育学校」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第84号

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市母子療育訓練センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第85号

静岡市母子療育訓練センター条例の一部を改正する条例

静岡市母子療育訓練センター条例（平成15年静岡市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「小学校入学前」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第86号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第87号

静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例

静岡市立日本平動物園条例（平成15年静岡市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「入園の際に納付し」を「前納し」に改める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7 月 12 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第88号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）
 の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

17	羽鳥大門町地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された羽鳥大門町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
----	---------------	---	---

」

「

17	羽鳥大門町地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された羽鳥大門町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
18	中島地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された中島地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	

」

改める。

別表第 2 に次のように加える。

18 中島地区整備計画区域

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、165平方メートル以上としなければならない。
建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線までの距離が 1 メートル以上、隣地境界線までの距離が0.5メートル以

上となる位置としなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

- (1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
- (2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物
- (3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの
- (4) 出窓の部分

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7 月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第89号

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に、「同項第8号」を「同項第3号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7 月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第90号

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例

静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「又は小学生若しくは中学生」を「(これらに準ずる学校を含む。)又はこれらの児童若しくは生徒」に改める。

別表3井川自然の家のキャンプセンターの使用料の表備考2中「小学生、中学生及びこれらに準ずる者」を「第9条第1号に規定する児童又は生徒」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第91号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第8条第2項及び第5項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 改正前の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第2項及び第5項の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年 7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第92号

静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業施行条例（平成16年静岡市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第80号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年 6 月 15 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第3号ア（イ）の表中「26万円」を「条例第23条第1項第2号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額」に、「47万円」を「条例第23条第1項第3号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額」に改め、同号イ（イ）の表中「26万円」を「条例第23条第1項第2号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額」に、「47万円」を「条例第23条第1項第3号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則第20条第1項第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市規則第81号

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年 6 月 15 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(請求に必要な署名数の告示の特例)

- 2 第11条第2項の規定によるもののほか、市長は、平成28年6月19日現在で、条例第16条第1項に規定する要件を満たす者の総数の50分の1の数を、同月30日までに告示しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年6月19日から施行する。

静岡市規則第82号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年6月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第2号の表中

「

安全帽	1個	8年
-----	----	----

を

」

「

安全帽	1個	8年
耐切創性手袋	1双	5年

に

」

改める。

別表第1 静岡地区本部に属する分団の表静岡第13分団の項中「静岡市駿河区根古屋393番地の14」を「静岡市駿河区根古屋130番地の6」に改め、同表静岡第21分団の項中「静岡市葵区牛妻2095番地の30」を「静岡市葵区牛妻734番地の1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

静岡市規則第83号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年 6月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、毎年7月1日から8月31日までの間において市長が定める期間にあつては、市長が指定する職員について、午前7時30分から午後4時15分まで又は午前8時00分から午後4時45分までの間で定めることができる。

第4条第2項中「、3時間30分を下回らず4時間30分を超えない時間」を「3時間30分を下回らず4時間30分を超えない時間、第2条ただし書の規定により勤務時間が割り振られている職員にあつては3時間15分を下回らず4時間30分を超えない時間」に改める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

静岡市規則第84号

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年 6 月 28 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市屋外広告物条例施行規則(平成15年静岡市規則第218号)の一部を次のように改正する。

第5条中「並びに同条第6項」を「及び第2号、同条第6項、第7項並びに第8項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(協議の手続)

第5条の2 条例第6条第1項第6号の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置に係る協議及び第6条の2第3号の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置に係る協議をしようとする者は、屋外広告物設置協議書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

(交通事故の捜査、交通規制等を目的とする広告物等)

第6条の2 条例第6条第8項に規定する規則で定める交通事故の捜査、交通規制等を目的とする広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 静岡県警察その他の機関が交通事故等の捜査又は犯罪の注意喚起等のために表示し、又は設置するもの
- (2) 公共工事及び送電線、電話線、ガス管その他これらに類する公共的な施設の工事に伴う交通規制のために表示し、又は設置するもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる行事に伴う交通規制のために表示し、又は設置するもので、あらかじめ市長に協議したもの
 - ア 国又は地方公共団体が参画する年中行事
 - イ マラソン大会、駅伝競走その他これらに類する催事で道路において行われるもの

第10条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の2」に改める。

第19条第1項及び第2項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

別表第1の1条例第6条第1項第2号の基準(1)共通基準ク中「高速自動車国道第一東海自動車道及び第二東海自動車道横浜名古屋線」を「高速自動車国道」に改め、同表の1条例第6条第1項第2号の基準(2)個別基準を次のように改める。

(2) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合を含む。	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合を含む。	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合を含む。	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合を含む。	特別規制地域及び普通規制地域において禁止物件に表示し、又は設置する場合
1 広 告 塔、 広 告 板 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の	(1) 野立てのもの (ア) 高さは、広告塔にあっては地上10メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル	(ア) 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (ウ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。			

		<p>ル以内とする。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>		
(2)	<p>ア 屋</p> <p>上に設置するもの</p> <p>建築物を利用するもの</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟の上には、設</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(イ) 築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>

	置しない ものであ ること。	の 上 に は、設置 しないも のである こと。	
イ 壁 面か ら突 き出 すも の	(ア) 表示面積は、1面につき20平方メート ル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メ ートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路 の歩道上では地上2.5メートル以上、歩 道と車道の区別のない道路上では地上 4.7メートル以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであるこ と。 (エ) 照明設備付きのものにあつては、照明 設備に落下防止措置を講じること。	(ア) 外壁からの出幅は、1.5 メートル以下であるこ と。 (イ) 下端は、歩道と車道の 区別のある道路の歩道上 では地上2.5メートル以 上、歩道と車道の区別の ない道路上では地上4.7 メートル以上であるこ と。 (ウ) 上端は、壁面を越えな いものであること。 (エ) 照明設備付きのものに あつては、照明設備に落 下防止措置を講じること と。	
ウ 壁 面を 利用 する もの	(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル 未満の場合においては、表示面積は、そ の壁面面積の5分の1以内であること。 ただし、壁面面積の5分の1が15平方メ ートルに達しない場合にあつては、15 平方メートル以内とする。 (イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル 以上の場合においては、表示面積は、そ の壁面面積の10分の1以内であること。	(ア) 1面の表示面積は、そ の壁面面積の5分の1以 内であること。ただし、 壁面面積の5分の1が15 平方メートルに達しない 場合にあつては、15平方 メートル以内とする。 (イ) 壁面の端から突き出な いものであること。	

		<p>ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3)	ア 塀を利用するもの	<p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	イ アーケードに添加す		<p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>(イ) 下端は、地上2.5メートル以上である</p>

	るもの		こと。
	ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。	
	エ 消火栓標識柱を利用するもの	つり下げるもの (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 個数は、1本につき1個であること。	
2	壁面及び塀	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メ	(ア) 1面の表示面積は、そ

<p>貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの</p>	<p>を利用するもの</p>	<p>一トル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>の壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
<p>3 その他この広告物等</p>	<p>(1) アドバ ルーン (2) 広告幕 及び広告 網</p>	<p>表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さ は取付箇所から50メートル以下であること。</p> <p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5 メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300平方 メートル未満の場合においては、表示 面積は、その壁面又は塀の面積の5分</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下 で、下端は地上5メー トル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用する もの a 1面の表示面積は、</p>

		<p>の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>d 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3) のぼり		<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

別表第1の3条例第6条第2項第1号の基準(1)共通基準中「高速自動車国道第一東海自動車道及び第二東海自動車道横浜名古屋線」を「高速自動車国道」に改め、同表の4条例第6条第2項第2号の基準を次のように改める。

4 条例第6条第2項第2号の基準

- (1) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する場合

ア 1個当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。

イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標を表示する場合においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。

(2) 不動産業を営む者が管理する土地又は工作物に表示し、又は設置する場合 1個当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。

(3) (1) 及び (2) 以外の場所に表示し、又は設置する場合 所有者又は管理者の氏名、名称、又は商標及びその連絡先を表示するものに限り、一の物件につき0.03平方メートル以内であること。

別表第1の8条例第6条第3項第1号の基準(2)個別基準イを次のように改める。

イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合

表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

別表第1の8条例第6条第3項第1号の基準(2)個別基準に次のように加える。

ウ 条例第4条第1項第12号に掲げる物件に表示し、又は設置する場合

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

別表第1の9条例第6条第6項の基準を同表の10条例第6条第6項の基準とし、同表の8条例第6条第3項第1号の基準の次に次のように加える。

9 条例第6条第3項第2号の基準

(1) 樹名、特徴その他これらに類する事項を説明するものであること。

(2) 1個当たりの表示規格は、縦0.25メートル以下、横0.25メートル以下であること。

(3) 広告物の意匠及び色彩が当該物件と調和するものであること。

別表第1に次のように加える。

11 条例第6条第7項の基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

12 条例第6条第8項の基準

(1) 共通基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

(2) 第6条の2第3号の基準

ア 1個当たりの表示規格は、縦1.8メートル以下、横0.6メートル以下であること。

イ 表示期間が30日以内であること。

別表第2の2個別基準(1)条例第5条の基準及び(2)条例第6条第4項の基準を次のように改める。

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、 広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。	
	(2) 建築物を 利用するもの	(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること(照明設備付きのものを除く。) (ウ) 照明設備付きのものにあつては、次の要件を満たすものであること。 a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。 b 照明設備が、建築物の壁面から、道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。 c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合	

		<p>は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
イ 壁面から突き出すもの	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
ウ 壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル未満とする。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出</p>

			<p>方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積はその壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	<p>(3) 工作物等を利用するもの</p>	<p>ア 塀を利用するもの</p>	<p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端</p>

		<p>メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が、300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	<p>イ アーケードに添加するもの</p>	<p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>(イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>	
	<p>ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの</p>	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p>	

		<p>c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。</p> <p>d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	<p>エ 消火栓標識柱を利用するもの</p>	<p>つり下げるもの</p> <p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 個数は、1本につき1個であること。</p>	
<p>2 貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの</p>	<p>壁面及び塀を利用するもの</p>	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合において</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>

		<p>は、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
<p>3 その他 の広告物 等</p>	<p>(1) アドバルーン</p>	<p>表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。</p>	
	<p>(2) 広告幕及び広告網</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メ</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 1面の表示面積は、その壁面又は塀</p>

		<p>メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものである</p>	<p>の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>d 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
--	--	---	---

	<p>こと。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

高速自動車国道の本線車道（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(イ) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。

		<p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
<p>(2) 建築物を利用するもの</p>	<p>ア 屋上に設置するもの</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 築物の壁面から突き出ないものであること(照明設備付きのものを除く。)</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>b 照明設備が、建築物の壁面から、道路</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること(照明設備付きのものを除く。)</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>b 照明設備が、建築物の壁面から、道路</p>

		<p>その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。</p> <p>c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること</p>	<p>その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。</p> <p>c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	<p>イ 壁面から突き出すもの</p>	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	
	<p>ウ 壁面を利用するもの</p>	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の</p>	

		<p>1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3) 工作物等を利用するもの	ア 塀を利用するもの	<p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。</p> <p>d c以外に設置する場合の個数は、1本につき</p>

		<p>1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
	ウ 消火栓標識柱を利用するもの	<p>つり下げるもの</p> <p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 個数は、1本につき1個であること。</p>
2 貼り紙、貼り札、立の看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3 その他	(1) アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以

の 告 告 物 等		下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	(2) 広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

様式第1号を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第27号中

「

住所
 ふりがな
 申請者 氏名
 電話番号

を

」

「

住所
 ふりがな
 申請者 氏名
 生年月日 年 月 日
 電話番号

に、

」

「

勤務先	所在地 名称	郵便番号 (—)	申請者生年月日
		電話番号 () —	年 月 日

を

」

「

勤務先	所在地 名称	郵便番号 (—)	写真貼付 縦4cm 横3cm (申請前6月以内
		電話番号 () —	に撮影した無帽、 正面、上半身、無 背景のもの)

に

」

改める。

様式第38号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年11月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第 1 に規定する基準に適合している屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第 1 (以下「改正後の別表第 1」という。)に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日から起算して市長が別に定める期間は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第 2 に規定する基準に適合し、許可を受けている屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第 2 (以下「改正後の別表第 2」という。)に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日から起算して市長が別に定める期間は、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
-

静岡市規則第85号

静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年6月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市母子家庭等医療費助成規則（平成15年静岡市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「(所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による影響額を生じさせないための方法として市長が別に定めるところにより計算して得られる税額が0円になるときを除く。）」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による影響額を生じさせないための方法として市長が別に定めるところにより計算して得られる税額が0円になるとき。

イ 第2条第1項第8号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に該当する者を所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫とみなして、同法第81条及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17の規定の例により計算して得られる税額が0円になるとき。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

静岡市規則第86号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年 6月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第25条中「指定金融機関等に」を削り、「提出して、」を「提出する方法その他市長が定める方法により、指定金融機関等に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第87号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年 6 月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第42号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則第29条第3項」を「静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則第29条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局規程

静岡市上下水道局管理規程第15号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成28年 7月 8日

静岡市公営企業管理者 大石 清 仁

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第206条の2中「及び簡易水道事業」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の静岡市水道事業及び下水道事業会計規程第206条の2の規定は、平成28年度以後の事業年度の会計について適用する。

告 示

静岡市告示第526号

静岡市屋外広告物条例等の規定による区域等を指定した告示（平成15年静岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成28年 6月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第2号及び第4号」に改める。

本則第2項第1号の表中

「

高速自動車国道第一東海自動車道（東名高速道路）		市内の全区間（トンネルの区間を除く。）の本線車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（新東名高速道路）		市内の全区間（トンネルの区間を除く。）の本線車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域

を

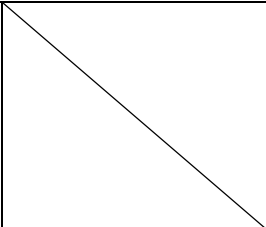
「

高速自動車国道		市内の全区間（トンネルの区間を除く。）の本線車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
---------	--	---

に

改め、同項第2号の表中

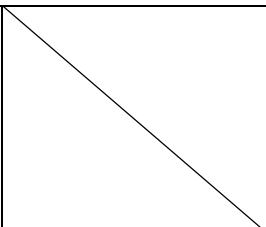
「

東海道新幹線		市内の全区間（トンネルの区間を除く。）の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する市街地域を除く。）
--------	---	---

を

」

「

新幹線鉄道		市内の全区間（トンネルの区間を除く。）の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する市街地域を除く。）
-------	---	---

に

」

改める。

本則中第6項を第7項とする。

本則第5項中「及びフラワーポット」を「、フラワーポット、樹名板並びに条例第6条第1項第6号及び第7号に掲げる物件」に改め、同項を本則第6項とし、本則第4項の次に次の1項を加える。

5 条例第6条第1項第2号の公共的団体

独立行政法人及び地方独立行政法人

別図中「東海道新幹線」を「新幹線鉄道」に改める。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

静岡市告示第541号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（平成24年静岡市告示793号）の一部を次のように改正する。

平成28年7月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設への措置の表備考中7を8とし、4から6までを1ずつ繰り下げ、3の次に次のように加える。

- 4 措置児童等の母又は父が市町村民税又は所得税の賦課期日において母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合のこの表の適用については、当該母又は父の申請があるときは、その者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫又は所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦若しくは同項第31号に規定する寡夫であるとみなして地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税額又は所得税法第81条及び租税特別措置法第41条の17の規定の例により算定した所得税額をその者の市町村民税又は所得税額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施及び同法第27条第1項第3号に規定する措置又は同条第2項に規定する委託措置に係る同法第56条第2項及び第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市告示第563号

静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業清算金取扱要領（平成27年静岡市告示第344号）
は、廃止する。

平成28年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市告示第564号

静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程（平成20年静岡市告示第54号）は、廃止する。

平成28年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市告示第565号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7 月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市駿河病児・病後児保育事業手数料の徴収事務	医療法人社団幸のめばえ理事長
-------------------------	----------------

を

」

「

静岡市駿河病児・病後児保育事業手数料の徴収事務	医療法人社団幸のめばえ理事長
大浜公園のウォータースライダー使用料の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成28年 6 月20日から適用する。